

議案第 45 号

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「3 年」を「5 年」に改め、同条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、第 5 条第 2 項中「新規中小企業者」とあるのは「事業支援室の利用者」と、前条第 4 項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の事業支援室の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

第 7 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市産業振興センター事業支援室の利用期間の上限を、通算して3年以内から通算して5年以内に引き上げるとともに、準用規定及び読替規定に係る文言を修正するため、この条例案を提出するものである。

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（事業支援室の利用期間の延長）</p> <p>第7条 市長は、事業支援室の利用の許可（次項において準用する前条第1項の許可を含む。）を受けた者（以下「事業支援室の利用者」という。）の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して<u>5年</u>を超えることができない。</p> <p>2 第5条第2項及び前条（第3項を除く。）の規定は、事業支援室の利用期間の延長について準用する。<u>この場合において、第5条第2項中「新規中小企業者」とあるのは「事業支援室の利用者」と、前条第4項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の事業支援室の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（事業支援室の利用期間の延長）</p> <p>第7条 市長は、事業支援室の利用の許可（次項において準用する前条第1項の許可を含む。）を受けた者（以下「事業支援室の利用者」という。）の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して<u>3年</u>を超えることができない。</p> <p>2 第5条第2項及び前条（第3項を除く。）の規定は、事業支援室の利用期間の延長について準用する。</p> <p><u>3 前項の規定により第5条第2項及び前条（第3項を除く。）の規定を準用する場合には、第5条第2項中「新規中小企業者」とあるのは「事業支援室の利用者」と、前条第4項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の事業支援室の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第8条（以下略）</p>

議案第 45 号

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市政策イノベーション部スタートアップ推進室

○ 制定・改廃の経緯及び内容

<事業支援室の利用期間の上限引上げ>

現条例では、産業振興センター事業支援室を1者でも多く利用できるようにし、創業支援サイクルの活性化を図るため、利用期間の上限は、通算3年以内としてきた。一方で、本市が令和元年度から開始したスタートアップ支援のメインターゲットである研究開発型スタートアップ（ディープテック）は、一般的なサービス産業系スタートアップと比べて成長に時間とコストが必要であり、経営で黒字が出始めるまでに5～10年かかると言われている。そのため、適切な成長環境を確保できるようにすることで、スタートアップの成長を促進する。

以上より、事業支援室の利用期間の上限を、通算3年以内から通算5年以内に引き上げる。

5年とした理由は、以下のとおり。

- ① 国内外の類似施設では、通算5年以内とする利用期間が多い。
- ② 入居要件の一つである新規中小企業者は創業5年以内であり、前述の研究開発型スタートアップの成長は5～10年かかるので、5年に変更することで、成長支援がより効果的になると期待できる。

<条文の文言修正>

準用に伴い読替えを行う際は、準用規定の後段に読替規定を設けるという原則に沿うよう条文を修正する。

○ 他自治体の状況等

茨城県が設置した「つくば創業プラザ」は、利用期間が原則5年以内に設定されている。

先進自治体である福岡市が運営する類似施設は、成長性等を毎年審査するものの利用期間の上限は設けていない。

自治体ではないが、（独）中小機構が全国各地で運営する類似施設は、利用期間が原則5年以内に設定されている。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・つくば市未来構想
- ・第2期つくば市スタートアップ戦略

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

相場に比べて安価な賃料でオフィスを提供することで、スタートアップは経費を削減でき、その分を開発費に充てられ、成長促進が期待できる。

また、事業支援室は、希望者多数で利用者を抽選で決めることもあれば、利用者を募集しても申込がなく数か月間空室になることもあり、需要はその時々タイミングによるため、延長して継続利用することは市の歳入の安定確保という面でもメリットがある。

例) 事業支援室の1月当たりの賃料は、1,500円/㎡であり、仮に100㎡の部屋が1か月間空室になると、150,000円の歳入機会損失となる。